

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る平成29年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成29年2月6日

世田谷区

1 委託の概要

(1) 契約予定件名

東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(案)作成支援業務委託

(2) 目的

国土交通省と高速道路株式会社が事業を進める東京外かく環状道路と東名高速道路とのジャンクション(以下「東名ジャンクション(仮称)」という)の整備に伴い創出される、蓋掛け上部や環境施設帯、東名高速道路高架下空間等(以下「上部空間等」という)の有効利用を図るため、平成27年度、区民意見を踏まえた「東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(素案)」(以下「計画素案」という)を作成し、基本方針とゾーニング、ゾーン区分を示した。

本委託は、平成29～30年度の2年間を掛けて、計画素案を基に、道路占用を前提とした詳細な計画案である「東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(案)」を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(案)の検討支援について【平成29年度】東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(案)の作成支援について【平成30年度】詳細は説明書による。

(4) 履行期間

平成29年5月下旬(予定)から平成31年3月28日まで

委託契約は年度ごとに行い、本事業について各年度の予算配当があること及び平成30年度については平成29年度の履行内容が良好と認められることを条件とする。

業務内容・スケジュールが大きく変更になる場合は契約を締結しないことがある。

2 参加資格

参加表明書提出日現在において次に掲げる要件のすべてに該当する者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録があること。
- (3) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 過去10年の間に道路区域の上部空間や高架下空間の有効利用に関する構想・計画・設計に係る業務を行った実績を有すること。

(5) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

3 提案提出者の選定

(1) 提案書の提出者を選定する基準、選定する概数

本件では原則、参加資格の確認のみを行うが、参加資格要件を満たす法人の参加申込みが多数となった場合は、参加表明書の記載内容を評価して提案書等の提出者を3社程度に選定する。

主な評価基準は以下のとおり

法人の同種業務の実績

予定技術者の同種・類似業務の実績及び保有資格等

4 提案書特定の評価基準

(1) 法人の同種業務の実績

(2) 予定技術者の同種・類似業務の実績及び保有資格等

(3) 業務実施体制

(4) 業務実施方針、業務実施手法、業務フロー及び工程計画の的確性、実現性

(5) ヒアリングでの説明内容の明確性

(6) 見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当課

世田谷区砧総合支所街づくり課

〒157-8501 世田谷区成城6-2-1(世田谷区砧総合支所3階32番窓口)

電話03-3482-1301 FAX 03-3482-1471

(2) 説明書

交付期間

平成29年2月6日(月)午前9時から平成29年2月20日(月)午後5時まで

(閉庁日、閉庁時間を除く)

交付場所：上記(1)と同じ

交付方法：窓口又は電子メールにて配布

(3) 参加表明書

提出期限：平成29年3月1日(水)午後5時

提出方法：持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

提出先：上記(1)と同じ

(4) 提案書

提出期限：平成29年3月29日(水)午後5時

提出方法：持参のみ

提出先：上記(1)と同じ

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書の作成：必要

(4) 契約等について

審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無：有

【平成30年度】東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(案)の作成支援業務委託

(6) 参加表明者及び提案提出者の公表について

区は、本選定に参加を表明したもの及び提案書を提出した者の商号、名称及び提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができるものとする。

(7) 詳細は説明書による。